

静岡市青少年育成センターだより

令和7年度 第5号

みらい

こども若者応援課 〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1

☎:221-1474/☎:221-9293/E-mail:wakamono@city.shizuoka.lg.jp

http://www.city.shizuoka.jp/kyoiku/s002344.html

◇ 県内一斉冬季少年補導を実施しました ◇

県内一斉冬季少年補導は、非行の芽が生まれやすい冬休みを迎えるにあたり、非行未然防止と市民意識の高揚を図るため、毎年12月に、市内全域一斉に実施しています。

今年度は12月23日(火)に、静岡中央会場を中心に各地域(葵区・駿河区)、各地区(清水区)で実施しました。静岡中央会場では、繁華街を中心に青少年が集まりそうな商業施設や公園など6つのコースに分かれて巡回しました。

また、12月15日(月)には、清水秋葉山大祭時にも補導活動を実施しました。

静岡中央会場の補導集計結果では、高校生への挨拶や帰宅の声かけ件数が、男子116件、女子143件と去年と同様に多かったです。小中学生は36件でした。自転車の交通安全指導では、高校生男子の無灯火1件、スクランブル歩車分離2件でした。

今回の補導活動に参加して下さった皆様、ご協力いただきありがとうございました。



<実施後の報告会の様子(静岡会場)>



<清水秋大祭補導活動:警察との情報交換>

令和7年度 県内一斉冬季少年補導実施結果集計表(静岡会場)

令和7年12月23日(火)
18:30~20:30
静岡会場

1~6班

補導コース		全 班 集 計																										
分類	区分	性別	注 意												声 かけ			合計										
			喫煙	飲酒	薬物乱用	不健全娯楽 入ゲーム場 入パチンコ店		怠学	その他	交 通 安 全 指 導						注意計	帰宅		マナー	挨拶等	声かけ計							
										二人乗り	無灯火	並進	片手運転	(ツドホン) イヤホン	スクランブル 歩車分離	信号無視	一時停止	右側走行	その他									
学職別人数	小学生	男																					1		1	1		
		女																										
	中学生	男																						3	13	16	16	
		女																						4	15	19	19	
	高校生	男									1					2								3	24	92	116	119
		女																							38	105	143	143
その他の少年	男																										5	
	女																							4	13	17	17	
小 計	男										1				2								3	28	110	138	141	
	女																							46	133	179	179	
合 計											1				2								3	74	243	317	320	
		一般成人交通指導										2										2	有害図書					
連絡事項																												

◆自転車はルールを守って安全運転◆

昨年11月に道路交通法が改正され、自転車の「酒気帯び運転」と自転車走行中のスマートフォン操作などの「ながら運転」について罰則が強化されました。しかし、補導活動を実施していると、これ以外にも、危険な自転車走行を見かけます。例えば、並進走行やスクランブル交差点内の歩行者の通行を妨げる走行などです。補導活動中に見かけて注意すると、大半の方が素直に改めてくださいます。補導委員の方から、「これが静岡市の素晴らしいところ」と感想が聞かれるほどです。それと同時に、「ルールを知らなかったり忘れてしまったりしている成人や高校生が多いことに驚く」との感想も聞かれます。そこで、自転車走行について確認します。

自転車は左側通行、車道が原則。歩道は例外で歩行者を優先！

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられていますので、自動車と同じ車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端を走行します。

歩道を通行するのは例外です。「普通自転車歩道走行通行可」の標識があるときや13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているときなどは、例外として歩道を通行できます。

自転車が歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。
(警視庁交通総務課交通安全対策第二係 HP 抜粋)

自転車の交通ルール

① 交差点で右折するとき

できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度をおとして曲がらなければなりません。
[道路交通法第34条]

二段階右折 信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。



② 道路の横断

自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、それによって横断しなければなりません。交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。
[道路交通法第63条の6、第63条の7]



横断歩道 (自転車横断帯が設置されていない)

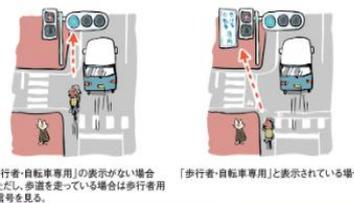
横断歩道は歩行者のための場所ですので、横断歩道上に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。
[交通の方法に関する教則]



③ 自転車が従うべき信号

信号機

信号は、対面の信号機に従わなければなりません。
[道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条]
「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を通行する自転車も歩行者用信号機に従わなければなりません。
[道路交通法施行令第2条]



スクランブル交差点では、歩行者用信号が青の時は、自転車での走行はできません。「自転車を降りて押して歩く」ことが求められます。